

社会福祉法人 向日葵会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	実地	<p>定款変更の決議について 定款変更を決議した令和5年6月15日開催の評議員会の議題が「定款変更について（回覧）」となっている。また、評議員会の議事録に理事（又は事務局）から定款の変更内容について説明した記録がない。 定款変更は評議員の2/3以上の賛成を要する特別決議事項であることを認識し、変更手続きを適切に行うこと。</p> <p>【法人定款第13条第2項】</p>	わかりました。	R6.12
6	実地	<p>理事及び監事の選任について 令和5年6月15日の評議員会の第6号議案が「理事会の役員選出についての報告」となっているが、役員を選任は評議員会の決議事項であり報告事項ではない。役員を選任、解任は評議員会の決議事項として評議員会に諮ること。</p> <p>【法第43条第1項、法人定款第16条第1項】</p>	令和7年の評議員会において、役員を選任、解任を決議事項として諮る。	R6.12
6	実地	<p>評議員及び役員の報酬等の支給の基準について 令和5年7月21日付で変更後の法人定款第8条、第21条に規定する「評議員会において別に定める報酬等の支給の基準」が評議員会で決議されていない。評議員会で報酬等の支給基準を定めるとともに、インターネットを利用しての公表又は財務諸表等電子開示システムを利用した届出を行うこと。</p> <p>【法第45条の35、第59条の2、法人定款第8条、第21条】</p>	令和7年度の評議員会において報酬等の支給の基準を決議して公表する。	R6.12
6	実地	<p>予算の審議について 令和5年6月及び令和6年6月の評議員会で当初予算の決議が行われているが、法人定款では予算の決議は評議員会の権限事項ではない。社会福祉法においては、「評議員会は、この法律及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。」と定められているので留意すること。なお、評議員会への報告事項とすることは構わない。</p> <p>【法第45条の8第2項、法人定款第10条、31条】</p>	令和7年度の評議員会において、予算の審議は報告事項とする。	R6.12
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施
 「書面」・・・書面による監査を実施
 「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
 「延期」・・・特別な事情により延期した場合
 「中止」・・・災害等により延期